

「参入の仕組みに関する意見」

株式会社 J P ホールディングス  
山口 洋

今回の制度改革は多様な保育需要の拡大に対応するため、質の確保されたサービスのスピード感ある拡充を図ることが大命題である。同時に限られた税金を投入されることから、効率的かつ効果のある制度にしなければならないと考える。

○ 多様なニーズへの対応について

従来の自治体、社会福祉法人中心の保育所運営に加え、多様な経営主体の参入を促すことにより、より多様なニーズへの対応が広がると考える。

※ 一時保育、休日保育、夜間保育などへの対応

○ 量的拡大について

株式会社などが既にもっている資源を活用することにより、スピード感ある拡充が可能になると考える。

大規模な組織を持つ株式会社などには資金、人材募集力、研修制度、労務管理能力が既に備わっている。これら既存の資本を活用することで、スピード感ある施設の拡充の要請に応えることが出来る。

⇒しかしながら、現行制度では多様な事業主体は参入できるが、様々な制約のため十分なインセンティブが働かないために参入が進んでいない。

○ 社会福祉会計について

株式会社では施設ごとに損益計算書を作成し、施設の会計管理をしているが、認可保育所の場合は社会福祉会計を強いられるため、企業会計から勘定科目の異なる社会福祉会計に翻訳しなければならず、その労力が膨大である。

○ 配当について

株式会社（特に上場企業）の場合、社会的インフラである株式市場の活用は極めて効率的である。株式市場より調達した資金は元本返済の義務はない。安定的に資金調達するために一定の配当を支払うが、これも銀行などの間接金融の利息と比べ、事業者は有利な方の選択が出来る。配当は銀行に対する支払いよりはるかに有利な利払いであると考ええる。

#### ○ 運営費の使途制限について

余剰金の使途制限があるため配当に資金を振り分けられないばかりか、初期費用の回収もできない。たとえば大規模事業者の場合、一つの事業が採算ラインに到達するまで3年程度を目途にしている。その間の赤字をそれ以降の収益で回収することを考えるが、使途制限により、保育事業を行うことによってリスクだけ負い回収できないため、参入するインセンティブが働かない。

また余剰金といっても最低基準をクリアした上で、捻出された利益であり、いわば事業者の努力の結果である。当該事業は人件費の占める割合が高く、また事業規模が大きくなれば更に人件費比率が増大する。一方で事業規模が拡大した場合、事務部門などの間接経費比率や遊具購入費、食材費、教材費などの調達コストが大幅に低下することによって、運営効率を上げ余剰金を増大することができる。

特に株式会社の場合、使途制限をなくせば、創意工夫やコスト削減の努力の結果捻出した余剰金の約半額は税金として財政に還流され、残りのうち一定額をリスク対応の（事業継続の）保険として積み立てた後、人材育成や質の向上のために本部経費として、直接的、間接的に研究開発に自由に余剰金を振り向けられる。

そもそも最低基準が守られる前提であれば、使途制限してもしなくとも一緒であり、これ以上を質の向上を望むのであれば、更に基準を揚げるしかないのではないか！